



第36回：州の人事・労務 第5回 Michigan Employment Tax (ミシガン州雇用税)

Michigan Employment Tax の種類

1. PIT/Personal Income Tax (個人所得税)

連邦個人所得税と同様、従業員が負担する州個人所得税です。ミシガン州においては、個人所得税は超過累進課税ではなく一律4.25%が給与から源泉徴収されます。従業員は、ミシガン州独自の源泉徴収票“MI-W4”に記入する必要があり、雇用主はこの内容に基づいて従業員の給与から源泉徴収します。

なお、州個人所得税に加え、州内の24の市において市個人所得税の源泉徴収が追加が必要となります。例えば、最も税率の高い市はデトロイト市の2.40%で、申告及び納税期限を別途設定しているため注意が必要です。

2. SUI/State Unemployment Insurance (州失業保険)

失業時の一時的な保障のために使われる税金で、連邦失業保険税と同様、雇用主が全額負担します。雇用主は、各従業員に支払われる暦年の賃金のうち2022年度は9,500ドルまでに対し、雇用主ごとに毎年指定される0.06%～10.3%の割合を支払います。

Michigan Employment Tax の申告

1. PIT/Personal Income Tax (個人所得税)

PITの申告は、ミシガン州財務省 (Michigan Department of Treasury) の指定する“Form 5080”を月ごと、あるいは四半期ごとに提出することで行います。申告の頻度は、推定月額納税額に基づいてミシガン州財務省が雇用主ごとに毎年指定します。Form 5080は、期間内に源泉徴収したPITの総額を申告するためのフォームです。このフォームは期間内に賃金がいっさい支払われなかった場合も提出しなければならず、提出期限は月末あるいは四半期末の翌月20日です。

これに加え、すべての雇用主はミシガン州財務省の指定する“Form 5081”を提出することで、年次申告を行うことが義務付けられています。Form 5081は、年間で従業員に支払った雇用税の対象となる賃金の総額および源泉徴収したPITを調整、申告するためのフォームで、提出期限は翌年の2月28日です。

Form 5080およびForm 5081の提出は、ミシガン州財務省の運営するオンラインシステム“Michigan Treasury Online (MTO)”で電子的に行うことが推奨されていますが、紙のフォームを使って申告を行うこともできます。

2. SUI/State Unemployment Insurance (州失業保険)

SUIの申告は、ミシガン州失業保険庁 (UIA/Unemployment Insurance Agency) の指定するフォーム“UIA 1028”を四半期ごとに提出することで行います。UIA 1028は、四半期に各従業員に支払った雇用税の対象となる賃金及びSUIを申告するためのフォームです。このフォームは四半期内に賃金がいっさい支払われなかった場合も提出しなければならず、提出期限は四半期末の翌月25日です。UIA 1028の提出は、ミシガン州失業保険庁の運営するオンラインシステム“Michigan Web Account Manager (MiWAM)”で電子的に行うことが義務付けられています。

Michigan Employment Tax の支払い

1. PIT/Personal Income Tax (個人所得税)

PIT は、前述の Form 5080 の提出と一緒に月ごとあるいは四半期ごとに支払いを行います。Michigan Treasury Online (MTO)上で電子的に申告を行う雇用主は、支払いも電子的に行います。紙の Form 5080 を使用して申告を行う雇用主は、Form 5080 と小切手を郵送することで支払いを行うこともできます。

なお、前暦年の源泉徴収税が 480,000 ドル以上の納税者は、連邦源泉徴収税の支払い期限までに電子的に支払うことが義務付けられています。

2. SUI/State Unemployment Insurance (州失業保険)

SUI も、前述のフォーム UIA 1028 の提出と一緒に四半期ごとに支払いを行います。Michigan Web Account Manager (MiWAM)上で電子的に支払いを行うことが推奨されていますが、小切手またはマネーオーダーで支払いを行うこともできます。

By 上野 裕美

Fair Consulting USA Inc.

Los Angeles Office

お問い合わせ

Fair Consulting USA Inc.

21250 Hawthorne Blvd, Suite 500, Unit #48, Torrance, CA 90503

Tel: +1-310-792-7059

◇ 涌井 正晴

Email: ma.wakui@faircongrp.com

「FCG アメリカ ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。
「FCG アメリカ ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG アメリカ ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。